

3 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入への対応について

(環境省、内閣官房、総務省)

【内容】

災害廃棄物を受け入れるための最終処分場等を新たに整備する経費等を含め、広域処理を進めるために要する経費について、国が負担すること。

(背景)

平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことを受け、同年4月8日に、環境省が東日本大震災により生じた廃棄物の受入処理への協力を全国に依頼した。

平成24年3月16日、内閣総理大臣、環境大臣名で「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請」がなされ、広域処理に必要な費用も含め国が全面的に支援することについて明記された。

4月5日、本県知事が、名古屋港南5区2工区、中部電力(株)碧南火力発電所最終処分場、トヨタ自動車(株)田原最終処分場の3箇所を災害廃棄物の受入候補地とし、受入に関する検討調査費を専決処分により予算確保する旨を記者発表した。

あわせて同日、上記3月16日の国の「広域的な協力の要請」に対し、災害廃棄物の受入を表明する旨を回答した。

4月9日、東日本大震災で発生した岩手県、宮城県の災害廃棄物の受入れに向けて、受入施設の整備の可能性や環境への影響並びに県独自の受入基準について検討を進めるため、災害廃棄物受入検討調査費の予算措置を行った。

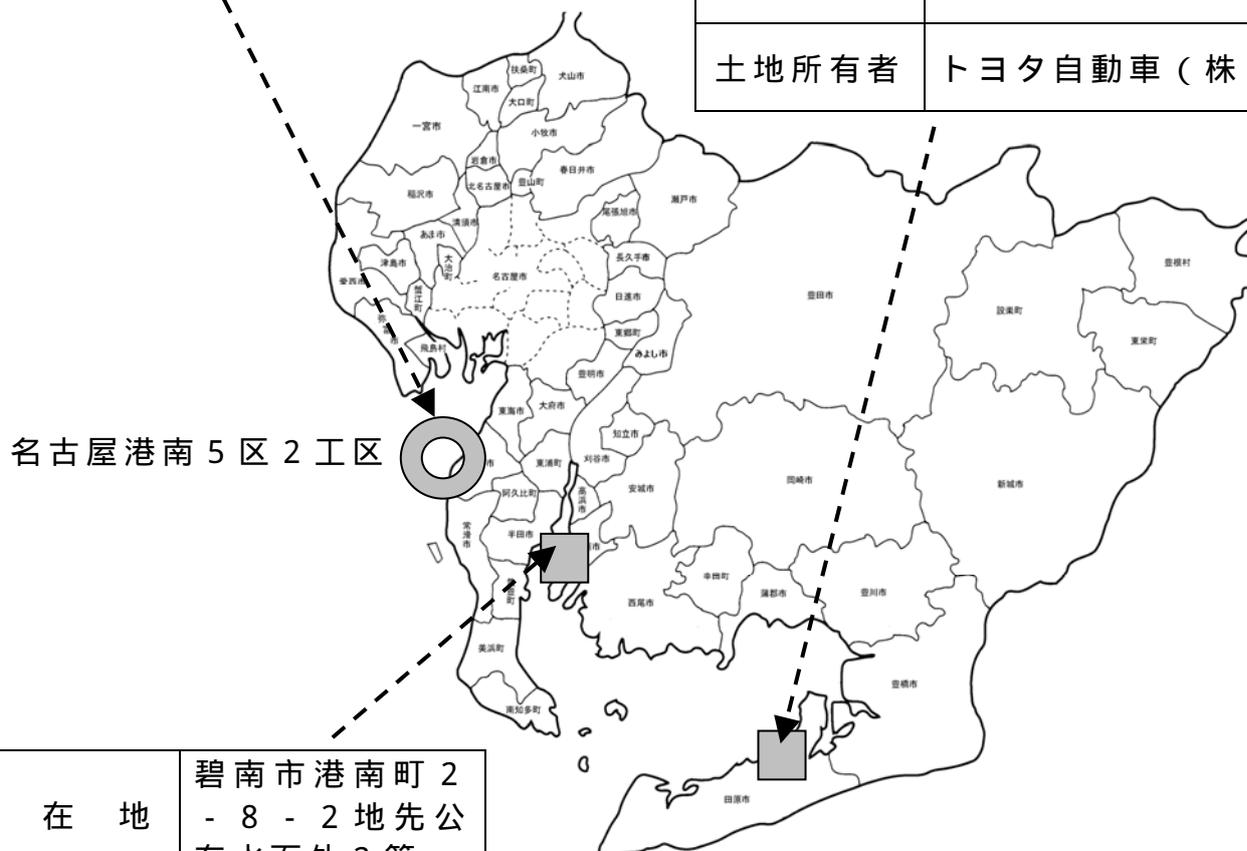
国は、災害廃棄物の広域処理に対する支援策として、施設整備に要する費用を含め、全面的に支援することとしており、このことから、今回、災害廃棄物の受入のために本県が支出した費用については、その全額を措置する必要がある。

(参 考)

受入れ候補地

所在地	知多市緑浜町4番・5番
面積	23.4ha
土地所有者	名古屋港管理組合

所在地	田原市緑が浜三号1番地
面積	9ha
土地所有者	トヨタ自動車(株)



所在地	碧南市港南町2-8-2地先公有水面外2筆
面積	67ha
土地所有者	中部電力(株)